

住宅宿泊事業に関する 廃棄物処理法の適用等について

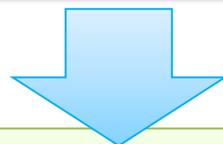
平成30年11月

環境省環境再生・資源循環局

1. 廃棄物処理法について

目的

廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。



規制の概要

廃棄物の処理責任の主体を明確にするとともに、処理の基準等を定めることにより、廃棄物の適正処理を確保。

家庭系ごみ

市町村が公共サービスとして処理。
(一般廃棄物の処理は、自治事務)

事業系ごみ
(一般廃棄物又は産業廃棄物)

事業活動に伴って排出される廃棄物
(事業系廃棄物)については、
事業者が自らの責任で処理することが必要。

※事業活動に伴って排出されるごみのうち、
廃プラなど20種類のごみが産業廃棄物

2. 事業系廃棄物の適正な処理

事業系廃棄物の処理方法

- 事業者は、原則として、
 - ①自ら適正に処理を行うか、
 - ②許可業者に委託して処理を行う必要。

その他、地域の実情に応じて、市町村の判断（※）により、
○市町村による家庭ごみの収集時に、
事業系廃棄物を併せて収集することも可能。

※ 市町村が公共サービスとして実施する廃棄物処理に支障がない範囲で、
周辺の生活環境に影響がない場合に実施可能。

⇒市町村は、以下の状況を考慮し、判断。

- ✓ 市町村の廃棄物の収集体制（収集車の数、作業人員、日程・時間等）
- ✓ 集積所の確保状況（集積所周辺の住民の意向も含む）
- ✓ 事業者からの廃棄物の排出状況（ごみの種類、量、排出日程・時間等）等

3. 住宅宿泊事業者における廃棄物処理について

○廃棄物処理法においては、事業形態・活動の規模に関わらず、事業者は、自らの責任において、事業系廃棄物を適正に処理する必要。



○住宅宿泊事業者は、事業の実施に伴い生じる廃棄物（宿泊者の出すごみ等）について、自らの責任で処理。

○具体的な処理方法は、

- ①自ら適正に処理を行うか、
- ②許可業者に委託して処理を行うことが原則。
【その他、市町村の判断により、
市町村が公共サービスとして行う家庭ごみ収集を利用して処理。】

- ※ 住宅宿泊事業は、住宅地域等で実施されるため、不適正な処理がされれば、周辺住民の生活環境に大きな支障があることに留意。
- ※ 家庭ごみ収集の利用が可能な場合においては、費用負担、排出日時・量、保管場所等に関して、市町村の指示に従う必要。

住宅宿泊事業に伴う廃棄物の処理方法が不明な場合等は、市町村に相談が必要。

3. 住宅宿泊事業者における廃棄物処理について

参考) 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)抜粋

③ ごみの処理に関し配慮すべき事項について

- 住宅宿泊事業に起因して発生したごみの取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に従い、当該ごみは事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない。
- 国・厚規則第8条第2項第2号に定める「ごみの処理に関し配慮すべき事項」とは、宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、当該市町村における廃棄物の分別方法等に沿って、住宅宿泊事業者の指定した方法（届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。）により捨てるべきであること等を説明する必要がある。

※ 住宅宿泊事業法(抄)

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第九条 住宅宿泊事業者は、(略)、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものについて説明しなければならない。

※ 住宅宿泊事業法施行規則(抄)

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第八条 法第九条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

二 ごみの処理に関し配慮すべき事項